

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室）

項 目 名	金融機能強化法の経営強化計画等に基づき行う登記の登録免許税の軽減措置の拡充及び延長		
税 目	登録免許税		
要 望 の 内 容	<p>金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という。）に規定する経営強化計画に係る決定等に基づく資本参加や資金交付（以下、「資本参加等」という。）に伴い負担する登録免許税率を軽減する租税特別措置法第 80 条の 2 及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 41 条の 2 の措置について、金融機能強化法の検討に併せ、所要の延長及び拡充の措置を講じること。</p>		
	平年度の減収見込額	-	百万円
	（制度自体の減収額）	（	- 百万円）
	（改正増減収額）	（	- 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的		
	<p>金融機能強化法による資本参加等の措置により、金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して金融機関等の経営基盤や金融機能の強化を図ることで、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期し、もって信用秩序の維持、金融システムの強化及び国民経済の健全な発展に資すること。</p>		
	(2) 施策の必要性		
	<p>資本参加等を受ける金融機関等に対する登録免許税の負担を軽減することは、当該金融機関等による経営強化計画や実施計画のより円滑かつ効果的な実施に資するものと考えられ、本件租税特別措置の延長及び拡充が必要である。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	I-2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営、地域経済の活性化及び中小企業の支援を期し、信用秩序の維持、金融システムの強化及び地域経済の活性化による国民経済の健全な発展に資することを目標とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	金融機能強化法における資本参加等の申請期限まで
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	金融機能強化法が制定された平成16年以降、延べ39金融機関等に資本参加、資金交付制度が創設された令和3年以降、延べ14金融機関に資金交付を行っており、信用秩序の維持、金融システムの強化及び地域経済の活性化による国民経済の健全な発展に寄与したものとする。
	有効性	要望の措置の適用見込み	要望内容の性格上明示困難なため、適用見込み明示せず。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	資本参加等に伴う登記の登録免許税について、金融機関等の負担を軽減することは、当該金融機関等の経営基盤や金融機能の強化を通じた地域経済の活性化や中小企業の支援に寄与するもので有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>資本参加等に伴う登記の登録免許税について、金融機関等の負担を軽減することは、当該金融機関等の経営基盤や金融機能の強化を通じた地域経済の活性化や中小企業の支援に寄与するもので妥当である。</p>																																																																																																
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>平成 16 年度税制改正において本要望が認められて以降、本軽減措置の適用実績は 20 件である。</p> <p>【租税特別措置法に基づく軽減】（単位：百万円）</p> <p>【資本参加】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本参加年月</th> <th>金融機関名</th> <th>資本金の増加額</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18. 11</td> <td>(株)紀陽ホールディングス</td> <td>15,750</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>H21. 3</td> <td>(株)北洋銀行</td> <td>50,000</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>H21. 3</td> <td>(株)南日本銀行</td> <td>7,500</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>H21. 3</td> <td>(株)福邦銀行</td> <td>3,000</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>H21. 9</td> <td>(株)第三銀行</td> <td>15,000</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>H21. 9</td> <td>(株)みちのく銀行</td> <td>10,000</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>H21. 9</td> <td>(株)きらやか銀行</td> <td>10,000</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>H21. 12</td> <td>(株)東和銀行</td> <td>17,500</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>H21. 12</td> <td>(株)高知銀行</td> <td>7,500</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>H22. 3</td> <td>(株)北都銀行</td> <td>5,000</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>H22. 3</td> <td>(株)宮崎太陽銀行</td> <td>6,500</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>H26. 3</td> <td>(株)豊和銀行</td> <td>8,000</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>R5. 9</td> <td>(株)じもとHD・(株)きらやか銀行</td> <td>18,000</td> <td>63</td> </tr> </tbody> </table> <p>【資本参加(計画変更)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画承認年月</th> <th>金融機関名</th> <th>資本金の額</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4. 3</td> <td>(株)プロクレアホールディングス</td> <td>20,000</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> <p>【資金交付】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画認定年月</th> <th>金融機関名</th> <th>資本金の額</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4. 9</td> <td>(株)あいちフィナンシャルグループ</td> <td>20,000</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> <p>【東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律に基づく軽減】（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本参加年月</th> <th>金融機関名</th> <th>資本金の増加額</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23. 9</td> <td>(株)仙台銀行</td> <td>15,000</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>H23. 9</td> <td>(株)筑波銀行</td> <td>17,500</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>H24. 9</td> <td>(株)東北銀行</td> <td>5,000</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>H24. 12</td> <td>(株)きらやか銀行</td> <td>10,000</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>H24. 12</td> <td>(株)きらやか銀行</td> <td>5,000</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 金融機能強化法に基づく資本参加であっても、銀行（株式会社）以外に対するもの、劣後ローンによるものについては本件軽減措置の対象とならない。</p>	資本参加年月	金融機関名	資本金の増加額	減収額	H18. 11	(株)紀陽ホールディングス	15,750	71	H21. 3	(株)北洋銀行	50,000	175	H21. 3	(株)南日本銀行	7,500	26	H21. 3	(株)福邦銀行	3,000	11	H21. 9	(株)第三銀行	15,000	53	H21. 9	(株)みちのく銀行	10,000	35	H21. 9	(株)きらやか銀行	10,000	35	H21. 12	(株)東和銀行	17,500	61	H21. 12	(株)高知銀行	7,500	26	H22. 3	(株)北都銀行	5,000	18	H22. 3	(株)宮崎太陽銀行	6,500	23	H26. 3	(株)豊和銀行	8,000	28	R5. 9	(株)じもとHD・(株)きらやか銀行	18,000	63	計画承認年月	金融機関名	資本金の額	減収額	R4. 3	(株)プロクレアホールディングス	20,000	70	計画認定年月	金融機関名	資本金の額	減収額	R4. 9	(株)あいちフィナンシャルグループ	20,000	70	資本参加年月	金融機関名	資本金の増加額	減収額	H23. 9	(株)仙台銀行	15,000	83	H23. 9	(株)筑波銀行	17,500	96	H24. 9	(株)東北銀行	5,000	28	H24. 12	(株)きらやか銀行	10,000	55	H24. 12	(株)きらやか銀行	5,000	28
		資本参加年月	金融機関名	資本金の増加額	減収額																																																																																														
		H18. 11	(株)紀陽ホールディングス	15,750	71																																																																																														
		H21. 3	(株)北洋銀行	50,000	175																																																																																														
		H21. 3	(株)南日本銀行	7,500	26																																																																																														
		H21. 3	(株)福邦銀行	3,000	11																																																																																														
		H21. 9	(株)第三銀行	15,000	53																																																																																														
		H21. 9	(株)みちのく銀行	10,000	35																																																																																														
		H21. 9	(株)きらやか銀行	10,000	35																																																																																														
		H21. 12	(株)東和銀行	17,500	61																																																																																														
H21. 12	(株)高知銀行	7,500	26																																																																																																
H22. 3	(株)北都銀行	5,000	18																																																																																																
H22. 3	(株)宮崎太陽銀行	6,500	23																																																																																																
H26. 3	(株)豊和銀行	8,000	28																																																																																																
R5. 9	(株)じもとHD・(株)きらやか銀行	18,000	63																																																																																																
計画承認年月	金融機関名	資本金の額	減収額																																																																																																
R4. 3	(株)プロクレアホールディングス	20,000	70																																																																																																
計画認定年月	金融機関名	資本金の額	減収額																																																																																																
R4. 9	(株)あいちフィナンシャルグループ	20,000	70																																																																																																
資本参加年月	金融機関名	資本金の増加額	減収額																																																																																																
H23. 9	(株)仙台銀行	15,000	83																																																																																																
H23. 9	(株)筑波銀行	17,500	96																																																																																																
H24. 9	(株)東北銀行	5,000	28																																																																																																
H24. 12	(株)きらやか銀行	10,000	55																																																																																																
H24. 12	(株)きらやか銀行	5,000	28																																																																																																
<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>																																																																																																		

	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>本軽減措置が適用され、金融機関等による資本参加等に係る経営強化計画等が円滑に履行されることは、金融機関の経営基盤及び金融機能の強化につながり、そのことが、地域経済の活性化及び中小企業の支援に寄与し、もって信用秩序の維持、金融システムの強化及び国民経済の健全な発展に資するものとなったと考える。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営、地域経済の活性化及び中小企業の支援を期し、信用秩序の維持、金融システムの強化及び地域経済の活性化による国民経済の健全な発展に資することを目標とする。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>信用秩序の維持、金融システムの強化及び国民経済の健全な発展に資することを目的とするものであり、本軽減措置の適用により、当該金融機関等の経営基盤や金融機能が強化され、地域経済の活性化及び中小企業の支援に寄与したものと考えられる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 16 年度税制改正において、組織再編成の場合の措置として創設（新設）され、4 年間の時限措置が認められた。  平成 20 年度税制改正においては、金融機能強化法の申請期限切れに伴い、延長要望は行わなかった。  その後、平成 20 年 12 月の金融機能強化法改正（申請期限延長）時に、平成 20 年度税制改正で廃止された措置に、金融機関単体への資本参加の場合を追加し、同様の軽減措置の延長が認められた。  その後、平成 22 年度、平成 24 年度、平成 26 年度、平成 28 年度、平成 29 年度、平成 31 年度、令和 4 年度（資金交付を適用対象に追加）及び令和 6 年度税制改正で同措置の延長を要望し、延長がなされている。</p>	